

# 多摩市耐震改修促進計画

令和6年1月

多 摩 市

# 目 次

<b>第1章 計画の目的等</b>	1
1 計画改定の背景	1
2 目的と位置付け	1
3 対象区域及び対象建築物	1
4 計画期間及び検証年次	2
<b>第2章 基本方針</b>	2
1 想定する地震の規模・被害の状況	2
2 耐震化の現状	4
(1) 住宅	4
(2) 主な公共住宅	6
(3) 民間特定建築物	7
(4) 防災上重要な公共建築物	8
(5) 特定緊急輸送道路沿道建築物	9
3 耐震化の目標	9
(1) 住宅	10
(2) 主な公共住宅	10
(3) 民間特定建築物	11
(4) 防災上重要な公共建築物	11
(5) 特定緊急輸送道路沿道建築物	11
<b>第3章 耐震化の促進</b>	13
1 基本的な取組方針	13
(1) 建物所有者の主体的な取組	13
(2) 耐震化の支援	13
(3) 関係者の連携	13
2 重点的に取り組むべき施策	14
(1) 市民啓発の推進	15
(2) 相談体制・情報提供の充実	15
(3) 住宅の耐震化に対する支援	15
(4) 耐震改修促進税制の周知	17
(5) 民間特定建築物の耐震化	18
(6) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化	18
(7) 防災上重要な公共建築物の耐震化	18

第4章 関連防災施策	19
1 関連防災施策の推進	19
(1) 地域危険度の周知	19
(2) 建築物のガラスの落下及び飛散の防止	19
(3) エレベーターの閉じ込め防止対策	19
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	20
(5) 家具の転倒防止策の推進	20
(6) ブロック塀等の安全化	20

## 資料

1 特定建築物一覧表	21
2 住宅の種類(2区分)構造(5区分)建築の時期(7区分)別住宅数	23
3 第9回地域危険度調査結果	24

本計画において使用する用語

**旧耐震基準**：昭和56(1981)年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。

**新耐震基準**：昭和56(1981)年6月1日に導入された耐震基準。建築基準法では最低限遵守すべき基準として、中規模の地震動(震度5強程度)に対してほとんど損傷を生じず、大規模の地震動(震度6強から7に至る程度(阪神・淡路大震災クラス))に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

**2000年基準**：本計画では、平成12(2000)年6月1日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたものをいう。木造建築物に関しては、壁の配置バランスや接合部の仕様を規定するなど構造関係規定が明確化された。

**新耐震基準の木造住宅**：昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅

# 第1章 計画の目的等

## 1 計画改定の背景

市は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、多摩市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、普及啓発の充実を図るなど、様々な取組により耐震化を推進してきた。

しかし、本計画策定以降も大地震が頻発しており、平成 28 年 4 月の熊本地震では旧耐震基準の建築物だけでなく平成 12（2000）年以前に建てられた新耐震基準の木造建築物の一部において被害が発生した。さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては組積造の塀等にも被害が発生した。

首都直下地震の切迫性が指摘される中、安全で安心できる都市の実現は急務であり、市の防災対応力の強化を図るため、耐震化の新たな目標を定める。また、新耐震基準の木造住宅についても、新たに目標や取組を示すため、本計画を改定する。

## 2 目的と位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、地震により想定される被害の軽減を目指し、市民の生命と財産を保護するため、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強いまち・防災都市多摩を実現することを目的とする。

また、本計画は、多摩市地域防災計画・多摩市住宅マスタープラン及び東京都耐震改修促進計画と整合が図られるものとする。

## 3 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、市内全域とする。

対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建築物のうち、次に示すものとする。また、新たに新耐震基準の木造住宅も計画対象とする。

ただし、国、東京都所有の建築物は、除くものとする。

◆ 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容	備 考
住 宅	・戸建住宅(長屋住宅を含む。) ・共同住宅	主な公共住宅を含む。
特定建築物	・耐震改修促進法第14条第1項第1号及び第2号に定める建築物	民間建築物及び公共建築物を含む。資料1
その他防災上重要な公共建築物		
緊急輸送道路沿道建築物		

【資料1 特定建築物一覧表】

4 計画期間及び検証年次

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間とする。ただし、特定緊急輸送道路沿道建築物及び新耐震基準の木造住宅については、令和17(2035)年度末に目標を設定する。なお社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、多摩市第四次住宅マスタープラン策定時に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行う。

第2章 基本方針

1 想定する地震の規模・被害の状況

○ 本計画では、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(東京都防災会議、令和4年5月)に基づく多摩東部直下地震(M7.3)を想定する地震とする。

- 多摩東部直下地震(M7.3)は、東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月)において想定した地震のうち、多摩市に最も大きな被害を及ぼすものである。
- 多摩東部直下地震(M7.3)が発生した場合、市域の27.5%の範囲が震度6強、72.5%の範囲が震度6弱となることが想定される。被害想定は、冬の早朝、風速8m/秒という条件で、建物全壊棟数は253棟(うち、ゆれによるもの237棟)、死者数は18人で、そのうち13人が建物倒壊によるものとなることが想定される。

◆想定する地震と被害想定（資料「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」）

項目		冬・早朝、風速 8m	
原因別建物全壊棟数	計	253 棟	
	ゆれ	237 棟	
	液状化	2 棟	
	急傾斜地崩壊	13 棟	
原因別建物半壊棟数	計	1,446 棟	
	ゆれ	1,383 棟	
	液状化	34 棟	
	急傾斜地崩壊	30 棟	
うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	250 棟	
	ゆれ	232 棟	
	液状化	12 棟	
	急傾斜地崩壊	6 棟	
人的被害	死者	計	18 人
		ゆれ建物被害	13 人
		屋内収容物	2 人
		急傾斜地崩壊	1 人
		火災	1 人
		ブロック塀等	0 人
		屋外落下物	0 人
	負傷者	計	539 人
		ゆれ建物被害	486 人
		屋内収容物	48 人
		急傾斜地崩壊	2 人
		火災	3 人
		ブロック塀等	0 人
		屋外落下物	0 人
うち重傷者	計	42 人	
	ゆれ建物被害	30 人	
	屋内収容物	11 人	
	急傾斜地崩壊	1 人	
	火災	1 人	
	ブロック塀等	0 人	
	屋外落下物	0 人	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

## 2 耐震化の現状

- 住宅については、約 92.7%が耐震性を満たしていると思込まれる。
- 主な公共住宅については、約 96.0%が耐震性を満たしていると思込まれる。
- 民間特定建築物については、約 95.8%が耐震性を満たしていると思込まれる。
- 防災上重要な公共建築物については、約 97.7%が耐震性を満たしていると思込まれる。

### (1) 住宅

平成 30 年度住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表 1 のとおり、住宅約 65,750 戸のうち、耐震性を満たす住宅は約 60,970 戸で耐震化率は 92.7%である。

【表 1-1】 住宅の耐震化の現状【新耐震基準】

単位：戸

区分	昭和 56 年 以前の住宅 a	昭和 57 年 以降の住宅 b	住宅 数 a+b=c	耐震性を 満たす住宅 d	耐震化率 d/c= e
木造	1,990	12,070	14,060	13,320	93.7%
不明按分	252	1,528	1,780	1,528	
	2,242	13,598	15,840	14,848	
非木造	14,420	32,780	47,200	44,240	92.4%
不明按分	828	1,882	2,710	1,882	
	15,248	34,662	49,910	46,122	
合計	16,410	44,850	58,470	57,560	92.7%
不明按分	1,080	3,410	4,490	3,410	
	17,490	48,260	65,750	60,970	

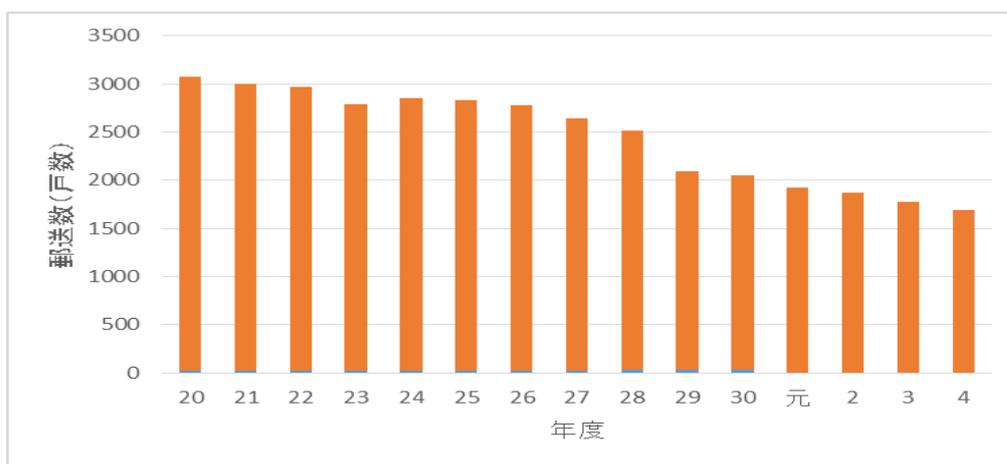
【資料 2 住宅の種類(2区分)構造(5区分)建築の時期(7区分)別住宅数】

※ 本表住宅数は、平成 30 年「住宅・土地統計調査第 10-2 表」を基にした令和 4 年 3 月末時点の推計値

※ 耐震性を満たす住宅(d)は、昭和 57 年以降の住宅数+昭和 55 年以前の持ち

家棟総数の内、耐震工事实施の棟数により集計、さらに非木造は、主な公共住宅の「耐震性を満たす建築物数」(前回計画時(平成20年3月))を加える。  
耐震化率(e)は、耐震性を満たす住宅(d)／住宅数(c)

また、木造住宅耐震化促進事業における旧耐震基準の郵送戸数(通)は、以下の通りとなり、年々減少している。



【表1-2】 住宅の耐震化の現状【2000年基準】

単位：戸

区分	昭和56年～平成12年の住宅	耐震性を満たす住宅	耐震性が不十分な住宅
一戸建 木造	4,638	3,280	1,358

※ 本表住宅数は、平成30年「住宅・土地統計調査第10-2表」より基にした令和2年3月末時点の推計値

＜推計の手順＞

- ①平成30年住宅・土地統計調査により、1981～2000年に建築された木造住宅の戸数を算出。
- ②耐震診断対象となる2階建以下の木造住宅戸数の推計
  - ①を基に、平成28,29年土地利用現況調査より得られる木造2階建て以下の棟数割合を用いて算出。
- ③耐震性の不十分な新耐震基準の木造住宅戸数の推計
  - ①を基に、平成30年住宅・土地統計調査により得られる東京都の建て方別の耐震化率を用いて算出。

(2) 主な公共住宅

令和4年度末現在の市内の主な公共住宅は、約14,400戸である。

このうち、約12,870戸(96.0%)の住宅が必要な耐震を満たしていると見込まれる。一方、約530戸(4.0%)の住宅が必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

【表2】 主な公共住宅の耐震化の現状

主な公共住宅 種 別	昭和56年 5月以前 の建築物 ①	昭和56年 6月以降 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性を 満たす建 築物数④	現状の 耐震化 率% ④/③
市営住宅	0棟 0戸	7棟 113戸	7棟 113戸	7棟 113戸	100.0 100.0
都営住宅	104棟 3,414戸	37棟 1,218戸	141棟 4,632戸	141棟 4,632戸	100.0 100.0
都住宅供給公社住宅	40棟 1,606戸	2棟 24戸	42棟 1,630戸	42棟 1,630戸	100.0 100.0
都市再生機構住宅	164棟 6,114戸	24棟 910戸	188棟 7,024戸	178棟 6,491戸	94.7 92.4
合 計	308棟 11,134戸	70棟 2,265戸	378棟 13,399戸	368棟 12,866戸	97.4 96.0

※数値は、各公共住宅管理者の調査による

※都営住宅は、建替えや撤去のため閉鎖する予定の住戸は含みません。建物棟数は、過去の数値をもとに想定

※都市再生機構住宅の建築物数(③)は、令和5年3月末日時点の管理住棟(戸)数により集計

※市営住宅の関戸簡易耐火住宅は廃止した。

(3) 民間特定建築物

特定建築物のうち、特定行政庁に提出された特殊建築物等定期調査報告によると、表3のとおり、耐震改修促進法14条第1項第1号及び第2号に規定する多数の者が利用する民間特定建築物は約167棟である。

このうち、約160棟(95.8%)の建築物が必要な耐震性を満たしている。一方、約7棟(4.2%)の建築物が必要な耐震性を満たしていない。

【表3】 民間特定建築物の耐震化の現状

単位：棟

民間特定建築物	昭和56年 5月以前 の建築物 ①	昭和56年 6月以降 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性を 満たす建 築物数 ④	現状の 耐震化率 (%) ④/③
防災上特に重要な 建築物 (学校、病院等)	7	39	46	43	93.5
要配慮者が利用す る建築物 (社会福祉施設等)	5	38	43	41	95.3
不特定多数の者が 利用する建築物 (百貨店、ホテル、 劇場等)	3	26	29	29	100.0
その他の建築物	4	45	49	47	95.9
合 計	19	148	167	160	95.8

※ 東京都多摩建築指導事務所から提供を受けた資料をもとに、令和5年10月、多摩市において調査実施

(4) 防災上重要な公共建築物

本市では、学校、庁舎等の公共建築物について耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と整備計画の策定に取り組んでいる。

令和4年度末の市内の防災上重要な公共建築物は88棟で、このうち、86棟(97.7%)の建築物が必要な耐震性を満たしている。一方、2棟(2.3%)の建築物が必要な耐震性を満たしていない。

【表4】 防災上重要な公共建築物の耐震化の現状 単位：棟

防災上重要な公共建築物		昭和56年5月以前の建築物 ①	昭和56年6月以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性を満たす建築物数 ④	現状の耐震化率% ④/③
【区分1】※1	防災上特に重要な公共建築物 震災時に避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる施設・震災時に被災者の一次受入施設となる施設 (市庁舎・小中学校・総合福祉センター等)	37	31	68	68	100
【区分2】※2	その他防災上重要な公共建築物 震災時に重要な機能を果たす施設・特定建築物に該当する施設 (複合施設・コミュニティセンター・給食センター等)	8	12	20	18	90.0
合計		45	43	88	86	97.7

※1 東京都震災対策条例第17条に位置付けられ、防災上特に重要な建築物

※2 区分1以外で東京都震災対策条例第17条及び施行規則第8条第2号で位置付けられる建築物、特定建築物の要件を満たす建築物その他防災上重要な建築物

#### (5) 特定緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路は、震災時において救急・救命活動や緊急支援物資の輸送などの大動脈となる道路である。その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、広域的な道路ネットワーク機能を確保することは、災害に強い都市を実現するうえで不可欠である。

多摩市内の特定緊急輸送道路は、多摩ニュータウン通り、関戸橋から八王子市境まで、川崎街道、一ノ宮交差点から新大栗橋交差点まで、鎌倉街道、乞田交差点から町田市境まで、旧鎌倉街道の一部、市役所から乞田交差点までの4路線が指定されている。区間到達率は、東京都耐震ポータルサイトから、4路線とも99.3%となっている。総合到達率（特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの。）も99.3%となる。（令和5年9月時点）

また、多摩市内の特定緊急輸送道路沿道の中で旧耐震基準で建築された対象物件は12棟あり、そのすべての物件において耐震診断が完了している。

なお、12棟のうちの4棟については耐震性を満たしておらず、令和5年3月時点の耐震化の進捗率は66.6%となっている。

### 3 耐震化の目標

- 住宅については、令和8年度までに旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消とすることを目標とする。また、2000年基準については、令和17年度末までに、耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消することを目標とする。
- 民間特定建築物については、令和8年度までに耐震化率を97%以上とすることを目標とする。ただし、不特定多数の者が利用する建築物については、令和8年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。
- 防災上重要な公共建築物については、できる限り早期に耐震化率を100%とすることを目標とする。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和17年度までに市内の区間到達率100%とすることを目標とする。

## (1) 住宅

首都直下地震による人的被害を軽減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要がある。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号。以下「国の基本方針」という。)及び東京都耐震改修促進計画を踏まえ、地震による死者数を被害想定数から大幅に減少させることを目指し、住宅については令和 8 年度までに旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消とすることを目標とする。

また、新たに新耐震基準の木造住宅の耐震化を図ることで、耐震性が不十分なすべての住宅を令和 17 年度末までにおおむね解消することを目指す。

### ◆住宅の耐震化の考え方

	住宅総数 (戸)	未耐震化住宅数 (戸)	耐震住宅数 (戸)
平成 25 年住宅・土地統計調査	66,330	7,905	58,425
平成 30 年住宅・土地統計調査	65,750	4,780	60,970
増減数	-580	-3,125	2,545
年平均増減数	-116	-625	509
令和 8 年度の目標	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消		

\*住宅・土地統計調査(平成 25 年、30 年)の変化率をもとにした推計値を基礎に算定している。

## (2) 主な公共住宅

### 《多摩市》

市営住宅については、老朽化が進んでいた関戸簡易耐火住宅は、平成 28 年度に廃止されたため、現在管理している住宅はすべて耐震性あり。

### 《東京都》

都営住宅及び公社住宅等については、阪神・淡路大震災の被害状況を踏まえ、また東京都耐震改修促進計画に基づき、耐震診断を行い、その実施状況を公表するとともに、耐震改修、建替え等を進めたことから、現在管理している住宅はすべて耐震性あり。

#### 《都市再生機構》

都市再生機構住宅については、既に居住者に対し、耐震診断結果及び耐震改修に係る取組みについて通知しているほか、ホームページ等で公開している。今後も、耐震診断結果に基づき、必要となる耐震改修等を計画的に進めていくこととしている。

#### (3) 民間特定建築物

多数の方が利用する民間特定建築物については、令和8年度末までに耐震化率を97%以上とすることを目標とする。

特に、学校や病院などの防災上特に重要な建築物の耐震化を促進し、令和8年度末までに耐震化率を95%以上とすることを目標とする。

また、要配慮者が利用する建築物は、民間特定建築物の中でも震災による倒壊被害が特に甚大になるおそれがあるため、重点的に耐震化を図り、令和8年度末までに耐震化率を100%とすることを目標とする。

#### (4) 防災上重要な公共建築物

多数の市民に利用されることや、災害時に活動拠点、避難施設に活用されること、さらに、民間建築物の耐震化を先導する役割を担うことから、できる限り早期に耐震化率100%の達成を目指す。

#### (5) 特定緊急輸送道路沿道建築物

東京都耐震改修促進計画では、必要な通行機能が概ね確保できる基準として、区間到達率95%未満区間を解消し、かつ、総合到達率（特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの。）を99%以上とすることを令和7年度末までの目標としている。

多摩市内における区間到達率は、99.3%となっていることから、令和17年度までに区間到達率100%とすることを目標とする。

【表5】 耐震化率の現状と目標

建築物の種類	耐震化率	
	現状 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
住宅	92.7%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消
主な公共住宅	96.0%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消
民間特定建築物	95.8%	97%以上
防災上特に重要な建築物	93.5%	95%以上
要配慮者が利用する建築物	95.3%	100%
防災上重要な公共建築物	97.7%	(できる限り早期に) 100%

※現状について、住宅は、平成30年度末の数値

建築物の種類	耐震化率	
	現状 (令和4年度末)	目標 (令和17年度末)
特定緊急輸送道路 沿道建築物	区間到達率 99.3%	区間到達率 100%
新耐震基準の木造住宅 (1981~2000年建築)	70.7%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消

※現状について、住宅は、平成30年度末の数値

## 第3章 耐震化の促進

### 1 基本的な取組方針

- 住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者（以下「建物所有者」という。）によって行われることを基本とする。
- 市は、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、国や東京都と連携し、耐震診断及び耐震改修についての普及啓発に努めるとともに、財政的な支援を行う。
- 市は、耐震診断及び耐震改修を促進させるため、関係団体と十分連携して取り組む。

#### (1) 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化を促進するには、建物所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として十分に認識し、主体的に取り組むことが不可欠である。

市は、市民に耐震診断及び耐震改修の重要性を啓発するとともに、建物所有者が相談しやすい環境づくりや、支援策等についての情報提供を行う。

#### (2) 耐震化の支援

地震による人的被害は、住宅・建築物の倒壊によるものが多く、また、倒壊による道路閉塞が、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

市は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等の助成制度を活用しながら、建物所有者の主体的な取組を支援する。

#### (3) 関係者の連携

市、東京都、関係団体及び建物所有者は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。

#### 《多摩市》

- ・耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。
- ・東京都が主催する「東京都耐震改修促進行政連絡協議会」に参画し、耐震化に向けた円滑な推進について、東京都及び他の区市町村と連携を行う。
- ・本計画の推進にあたり、必要がある場合には、国、東京都、関係団体に要望や協力要請等を行う。

《東京都》

- ・耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、指導、助言、指示等を行う。
- ・建築基準法に基づく勧告又は命令を行う。

《関係団体》

- ・建築関係団体等のもつ専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、市と連携を図りながら、耐震化の促進に協力する。

《建物所有者》

- ・耐震診断及び耐震改修の実施について、自らの問題として取り組む。特に、不特定多数の者が利用する民間特定建築物の所有者は、地震防災対策の重要性を十分に認識し、耐震化に務める。

## 2 重点的に取り組むべき施策

- 耐震化の重要性についての市民啓発を推進する。
- 建物所有者の耐震化の取組を促進するよう、相談体制及び情報提供の充実を図る。
- 住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する助成制度について、より一層の充実を図る。
- 民間特定建築物の不特定多数の者が利用する建築物について、重点的に耐震化を促進する。
- 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化を促進する。
- 防災上特に重要な公共建築物について、早期に耐震化を図る。

## (1) 市民啓発の推進

地震による人的被害は、住宅・建築物の倒壊によるものが多い。また、倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災がひきおこされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

市は、災害に強いまちづくりにおける住宅・建築物の耐震化の重要性について、たま広報、ホームページ及びパンフレットの配布等、市民啓発を積極的に推進する。

## (2) 相談体制・情報提供の充実

### ① 相談体制の充実

市は、建物所有者が耐震化の重要性について十分に認識するよう、NPOや市民団体との協働による住宅セミナーの開催や、マンション管理組合への住宅アドバイザー派遣などの施策を講じる等、耐震診断及び耐震改修に関する相談体制を充実する。

特に、木造住宅については、早急な対応が必要なことから、個別訪問等による普及啓発を図る。

### ② 情報提供の充実

市は、耐震化促進のための助成制度や減税制度等の支援策について、たま広報、ホームページ及びパンフレットの配布等を通じて適切に情報提供を行う。

また、東京都が実施している「木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及」事業に関しても情報提供を行う。

### ③ 信頼できる耐震診断技術者等の情報提供

市は、建物所有者が安心して耐震化に取り組めるよう、身近で信頼のできる設計者や工務店等に関する情報を市民に提供する。

## (3) 住宅の耐震化に対する支援

市は、住宅の耐震化を促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居住用木造住宅及び賃貸以外の民間非木造住宅を対象として、耐震診断等の助成事業を行う。なお、耐震診断結果が「危険」と判断された居住用木造住宅を対象として、除却の助成事業を行う。

また、昭和 56 年 6 月 1 日以降平成 12 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居住用木造住宅を対象として、耐震診断の助成事業を行う。さらに、昭和 56 年 6 月 1 日以降平成 12 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある居

住用木造住宅で、耐震診断結果が「危険」もしくは「やや危険」と判断された住宅を対象として、耐震改修の助成事業を行う。

今後、耐震診断及び耐震改修等に係る助成事業については、国等の耐震改修の促進に係る補助制度等を活用し、より一層の充実を図っていく。

**【表 6】 市の耐震支援制度(令和 5 年 3 月現在)**

区 分		事 業 概 要	対象建築物
耐 震 診 断	木造住宅	[現行] ・住宅所有者からの申請により、市が登録した耐震診断士を派遣し一般診断の実施	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある住用木造住宅
	非木造住宅	[現行] ・住宅の所有者又は管理組合に対し診断費用の 2 / 3 (限度額 200 万円 / 棟かつ 5 万円 / 戸) の助成	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある賃貸以外の民間非木造住宅 ( S 造・RC 造等、又延べ面積の過半が住宅の用途であること)
補 強 設 計	非木造住宅	[現行] ・補助対象基準額 (設計費用と 1,030 円 / m <sup>2</sup> のいずれか低い額) の 2 / 3	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある賃貸以外の民間非木造住宅 ( S 造・RC 造等、又延べ面積の過半が住宅の用途であること) で、耐震診断結果が 0.6 未満と判断された住宅

耐震改修等	木造住宅	<p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市内の施工業者」により、耐震改修工事を行った場合には、その経費の一部を市が補助</li> <li>○耐震改修（耐震改修後の上部構造評点が 1.0 以上となる場合）</li> <li>50%（限度額 60 万円）の助成</li> <li>○耐震改修（耐震改修後の上部構造評点が 0.7 以上 1.0 未満となる場合）</li> <li>〔一般助成〕改修工事費の 30%（限度額 30 万円）の助成</li> <li>〔支援助成〕改修工事費の 50%（限度額 50 万円）の助成</li> <li>○除却</li> <li>50%（限度額 30 万円（令和 5 年度より））</li> </ul>	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある木造個人住宅で、耐震診断結果が「危険」もしくは「やや危険」と判断された住宅
耐震改修	非木造住宅	<p>[現行]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 / 2（限度額 1500 万円 / 棟かつ 50 万円 / 戸）</li> </ul>	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた市内にある賃貸以外の民間非木造住宅（S 造・RC 造等、又延べ面積の過半が住宅の用途であること）で、耐震診断結果が 0.6 未満と判断された住宅

#### (4) 耐震改修促進税制の周知

平成 18 年度税制改正により創設された、住宅の耐震改修に係る所得税の特別控除や固定資産税額の減額措置は、現在も期間の延長や内容の更新を経て継続されている。

市は、耐震改修を促進するため、これらの税制について引き続き周知を図る。

(5) 民間特定建築物の耐震化

民間特定建築物については、所管行政庁（東京都多摩建築指導事務所）の耐震改修促進法に基づく指導、助言等に、市は連携・協力し、所有者へ耐震化の普及啓発を行う。

市は、国の補助事業等を活用した耐震化事業など、耐震化促進のための支援を検討する。

(6) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の耐震化

① 特定緊急輸送道路沿道建築物

都では、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある緊急輸送道路として「特定緊急輸送道路」を指定し、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路（一般緊急輸送道路）とともに耐震改修促進法に基づく地震発生時に閉塞を防ぐべき道路と指定している。

《特定緊急輸送道路》

川崎街道（新大栗橋交差点～一ノ宮交差点）

多摩ニュータウン通り（多摩センター入口～乞田新大橋）

鎌倉街道（関戸橋～多摩卸売市場先）

旧鎌倉街道（乞田交差点～多摩市役所交差点）

《一般緊急輸送道路》

川崎街道（新大栗橋～連光寺坂上交差点先）

南多摩尾根幹線（多摩東公園交差点先～唐木田3丁目先）

その他の第二次緊急輸送道路

② 沿道の建築物の耐震化

重点的に耐震化を図る沿道の建築物は、耐震改修促進法第6条第3号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、政令で定める建築物とする。

市は、国の補助事業等を活用し、耐震化促進のための助成事業を行う。

(7) 防災上重要な公共建築物の耐震化

防災上重要な公共建築物のうち耐震診断未実施の施設は、速やかに耐震診断を行い、耐震性が確保できていない施設の耐震化を図る。

## 第4章 関連防災施策

### 1 関連防災施策の推進

- 災害に強いまち・防災都市多摩を目指し、住宅・建築物の耐震化の促進とともに、地震時における防災関連施策を推進する。

#### (1) 地域危険度の周知

市民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。このため、市は、市民に対し、東京都が概ね5年ごとに調査・公表している、地域危険度測定調査等を活用し、地震に関する地域の危険度を周知する。

(参考)

「地震に関する地域危険度測定調査」

東京都が東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、以下の目的でおおむね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するものである。

- ① 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

#### 【資料3 第9回地域危険度調査結果（令和4年9月）】

#### (2) 建築物のガラスの落下及び飛散の防止

中高層建築物のガラスは、地震発生時に破損して地上に飛散し、路上の人々に被害を与える恐れがある。また、小中学校などの公共施設や病院等の公的施設など、多くの人々が利用する施設では、破損したガラスにより多数の負傷者が発生する可能性が高く、ガラスの飛散防止対策を講じる必要がある。

市は、公共施設のガラス飛散防止対策を実施していくとともに、公的施設や不特定多数の者が利用する建築物及び中高層建築物については、建物所有者等に対し飛散防止対策の啓発を行う。

#### (3) エレベーターの閉じ込め防止対策

首都圏において、大地震が発生した場合、多くの住宅・建築物でエレベーターが緊急停止し、エレベーターのかごの中に利用者が長時間にわたり閉じ込められることが予測される。

首都直下地震等による東京の被害想定では、多摩市内における閉じ込めにつながり得るエレベーターの台数は最大22台と予想されている。(多摩東部直下地震M7.3)

市は、市施設におけるエレベーター閉じ込め防止対策を進めるとともに、早期救出、復旧を円滑に行うための態勢等の確立を図るほか、エレベーター内に食糧や資器材を配備するなど、施設管理者として対策を講じていく。

また、東京都と協力し、関係団体等に、閉じ込め防止対策の積極的な実施と復旧体制の整備を働きかける。

#### (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームや増改築工事の実施にあわせて耐震改修工事を行えば、費用の面や工事施工の観点から効率的である。

しかし、最近、訪問販売等による住宅リフォームに関するトラブルが急増し、検討している市民は不安感や不信感を抱いている場合がある。

市は、市民が安心してリフォームを行うことができるよう、関係団体等と連携・協力して、身近で信頼のできる設計者や工務店等に関する情報を市民に提供する。

#### (5) 家具の転倒防止策の推進

地震発生時における主要な負傷原因の一つとして、家具類の転倒、移動、落下が挙げられている。

市としては、家具転倒防止器具の設置事業を実施するとともに、家具転倒防止器具の設置に関する広報を実施することにより、市民に重要性を周知するとともに、普及を図っていく。

#### (6) ブロック塀等の安全化

ブロック塀や万年塀、石積塀等(以下「ブロック塀等」という。)については、建築基準法等により構造が規定されている。しかし、年数を経たものや施工状況の悪いものは、安全性を確保できていない場合がある。

安全性の確保されていないブロック塀等は、地震が発生した際に倒壊するおそれがあるため、市は、ブロック塀等の所有者に対して撤去を促していく必要がある。

引き続き、危険なブロック塀等の撤去工事に対する助成事業を実施するなど、市内のブロック塀等の安全化を推進していく。

【資料1】特定建築物一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物		要緊急安全確認 大規模建築物 <sup>1</sup> の 規模要件 (法附則第3条)
		規模要件 (法第14条)	指示 <sup>2</sup> 対象となる 規模要件 (法第15条)	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	2階以上かつ 3,000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1階以上かつ 1,000㎡以上	1階以上かつ 2,000㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
集会場、公会堂		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
展示場		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ 1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		3階以上かつ 1,000㎡以上		
事務所		3階以上かつ 1,000㎡以上		
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 750㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上

<sup>1</sup> 耐震改修促進法附則第3条による耐震診断実施の義務付け建築物

<sup>2</sup> 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

用途	特定既存耐震不適格建築物		要緊急安全確認 大規模建築物 <sup>1</sup> の 規模要件 (法附則第3条)
	規模要件 (法第14条)	指示 <sup>2</sup> 対象となる 規模要件 (法第15条)	
博物館、美術館、図書館	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
遊技場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
公衆浴場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）	3階以上かつ 1,000㎡以上		
車輛の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で規定するもの	500㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上

【資料2】住宅の種類(2区分)構造(5区分)建築の時期(7区分)別住宅数

			住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数	住宅数
			住宅の建築の時期	住宅の建築の時期	住宅の建築の時期	住宅の建築の時期	住宅の建築の時期	住宅の建築の時期	住宅の建築の時期	住宅の建築の時期	築年不詳
多摩市			00_総数	01_1970年以前	02_1971～1980年	04_1981～1990年	05_1991～2000年	06_2001～2010年	07_2011～2015年	08_2016～2018年9月	
			(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
建物の構造	住宅の建て方	建物の階数									
0_総数	0_総数	00_総数	65,750	3,120	13,290	15,290	11,390	11,170	4,740	2,270	4,480
0_総数	1_一戸建	00_総数	14,120	750	920	2,590	2,440	3,040	1,640	1,310	1430
0_総数	2_長屋建	00_総数	1,580	20	230	1,110	140	30	10	20	20
0_総数	3_共同住宅	00_総数	50,040	2,350	12,140	11,590	8,800	8,080	3,080	930	3070
0_総数	3_共同住宅	04_1～2階建	6,980	-	600	1,530	1,330	770	140	390	2220
0_総数	3_共同住宅	05_3～5階建	25,710	2,180	7,940	7,610	3,820	1,720	1,100	490	850
0_総数	3_共同住宅	06_6階建以上	17,360	160	3,600	2,450	3,650	5,590	1,840	50	20
0_総数	4_その他	00_総数	20	-	-	-	-	20	-	-	0
1_木造	0_総数	00_総数	15,840	760	1,230	3,310	2,770	3,050	1,650	1,290	1780
1_木造	1_一戸建	00_総数	13,440	740	910	2,510	2,380	2,890	1,600	1,150	1260
1_木造	2_長屋建	00_総数	300	20	20	110	80	20	10	20	20
1_木造	3_共同住宅	00_総数	2,090	-	300	690	320	130	40	120	490
1_木造	3_共同住宅	04_1～2階建	1,960	-	300	580	320	100	40	120	500
1_木造	3_共同住宅	05_3～5階建	130	-	-	110	-	30	-	-	-10
1_木造	3_共同住宅	06_6階建以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1_木造	4_その他	00_総数	20	-	-	-	-	20	-	-	0
2_非木造	0_総数	00_総数	49,910	2,360	12,060	11,980	8,610	8,120	3,090	980	2710
2_非木造	1_一戸建	00_総数	680	20	20	80	70	150	40	170	130
2_非木造	2_長屋建	00_総数	1,280	-	210	1,000	60	10	-	-	0
2_非木造	3_共同住宅	00_総数	47,950	2,350	11,840	10,900	8,490	7,960	3,040	810	2560
2_非木造	3_共同住宅	04_1～2階建	5,020	-	300	950	1,020	670	100	270	1710
2_非木造	3_共同住宅	05_3～5階建	25,570	2,180	7,940	7,500	3,820	1,700	1,100	490	840
2_非木造	3_共同住宅	06_6階建以上	17,360	160	3,600	2,450	3,650	5,590	1,840	50	20
2_非木造	4_その他	00_総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※平成30年度住宅・土地統計調査第10-2表より

【資料3】第9回地域危険度調査結果

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
愛宕1丁目	丘陵	0.14	4858	1	0.00	4783	1	0.19	0.03	4774	1
愛宕2丁目	丘陵	0.03	5092	1	0.00	4991	1	0.25	0.01	5055	1
愛宕3丁目	丘陵	0.01	5157	1	0.00	4711	1	0.13	0.00	5154	1
愛宕4丁目	丘陵	0.16	4819	1	0.00	4711	1	0.15	0.02	4806	1
一ノ宮1丁目	沖積低地1	1.10	3100	1	0.05	3158	1	0.32	0.37	2021	2
一ノ宮2丁目	沖積低地1	1.25	2804	2	0.04	3230	1	0.32	0.41	1810	2
一ノ宮3丁目	沖積低地1	0.87	3571	1	0.02	3879	1	0.18	0.16	3461	1
一ノ宮4丁目	沖積低地1	1.14	3011	1	0.14	2157	2	0.23	0.29	2455	2
落合1丁目	丘陵	0.09	4951	1	0.00	4884	1	0.10	0.01	5017	1
落合2丁目	丘陵	0.13	4883	1	0.00	4828	1	0.11	0.01	4923	1
落合3丁目	丘陵	0.10	4938	1	0.00	4843	1	0.25	0.03	4789	1
落合4丁目	丘陵	0.06	5023	1	0.00	4916	1	0.26	0.02	4921	1
落合5丁目	丘陵	0.00	5165	1	0.00	4966	1	0.16	0.00	5162	1
落合6丁目	丘陵	0.20	4745	1	0.00	4557	1	0.14	0.03	4753	1
落川	丘陵	1.19	2901	1	0.02	3708	1	0.19	0.23	2868	1
貝取	丘陵	0.31	4572	1	0.01	4362	1	0.18	0.06	4467	1
貝取1丁目	谷底低地1	0.20	4752	1	0.00	4561	1	0.15	0.03	4733	1
貝取2丁目	丘陵	0.01	5145	1	0.00	5010	1	0.23	0.00	5123	1
貝取3丁目	丘陵	0.02	5121	1	0.00	5036	1	0.26	0.01	5072	1
貝取4丁目	丘陵	0.03	5099	1	0.00	4905	1	0.24	0.01	5062	1
貝取5丁目	丘陵	0.04	5057	1	0.00	5041	1	0.16	0.01	5051	1
乞田	谷底低地1	0.42	4404	1	0.00	4457	1	0.10	0.04	4609	1
桜ヶ丘1丁目	丘陵	0.95	3431	1	0.02	3878	1	0.27	0.26	2678	2
桜ヶ丘2丁目	丘陵	1.35	2600	2	0.02	3844	1	0.18	0.25	2766	2
桜ヶ丘3丁目	丘陵	1.19	2907	1	0.02	3888	1	0.20	0.24	2811	2
桜ヶ丘4丁目	丘陵	0.79	3760	1	0.01	4262	1	0.21	0.17	3426	1
諏訪1丁目	丘陵	0.60	4127	1	0.08	2648	2	0.16	0.11	3929	1
諏訪2丁目	丘陵	0.04	5068	1	0.00	5061	1	0.34	0.01	4937	1
諏訪3丁目	丘陵	0.07	4996	1	0.00	4756	1	0.17	0.01	4972	1
諏訪4丁目	丘陵	0.03	5085	1	0.00	4931	1	0.10	0.00	5107	1
諏訪5丁目	丘陵	0.05	5031	1	0.00	4985	1	0.17	0.01	5015	1
諏訪6丁目	丘陵	0.01	5156	1	0.00	5073	1	0.08	0.00	5164	1
関戸1丁目	沖積低地1	0.17	4798	1	0.00	4847	1	0.19	0.03	4703	1
関戸2丁目	沖積低地1	1.10	3090	1	0.17	1958	2	0.24	0.31	2353	2
関戸3丁目	沖積低地1	0.51	4258	1	0.01	4163	1	0.34	0.18	3344	1
関戸4丁目	沖積低地1	0.47	4316	1	0.00	4574	1	0.14	0.07	4352	1
関戸5丁目	丘陵	0.53	4237	1	0.01	4245	1	0.12	0.07	4377	1
関戸6丁目	丘陵	0.16	4822	1	0.00	4540	1	0.13	0.02	4837	1
鶴牧1丁目	丘陵	0.09	4948	1	0.00	4817	1	0.10	0.01	5004	1
鶴牧2丁目	丘陵	0.13	4873	1	0.00	4762	1	0.13	0.02	4887	1
鶴牧3丁目	丘陵	0.01	5151	1	0.00	4996	1	0.13	0.00	5150	1
鶴牧4丁目	丘陵	0.01	5153	1	0.00	4968	1	0.27	0.00	5121	1
鶴牧5丁目	丘陵	0.53	4227	1	0.02	3840	1	0.17	0.09	4123	1
鶴牧6丁目	丘陵	0.06	5015	1	0.00	4873	1	0.13	0.01	5044	1

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
豊ヶ丘1丁目	丘陵	0.26	4655	1	0.00	4482	1	0.16	0.04	4606	1
豊ヶ丘2丁目	丘陵	0.05	5035	1	0.00	4765	1	0.34	0.02	4877	1
豊ヶ丘3丁目	丘陵	0.01	5148	1	0.00	5058	1	0.19	0.00	5133	1
豊ヶ丘4丁目	丘陵	0.08	4979	1	0.00	4928	1	0.19	0.02	4911	1
豊ヶ丘5丁目	丘陵	0.03	5089	1	0.00	4970	1	0.19	0.01	5077	1
豊ヶ丘6丁目	丘陵	0.03	5093	1	0.00	5050	1	0.23	0.01	5065	1
永山1丁目	丘陵	0.27	4645	1	0.00	4618	1	0.10	0.03	4770	1
永山2丁目	丘陵	0.18	4782	1	0.00	4706	1	0.17	0.03	4724	1
永山3丁目	丘陵	0.05	5053	1	0.00	5002	1	0.20	0.01	5009	1
永山4丁目	丘陵	0.09	4965	1	0.00	5027	1	0.15	0.01	4943	1
永山5丁目	丘陵	0.33	4540	1	0.00	4508	1	0.14	0.05	4567	1
永山6丁目	丘陵	0.46	4338	1	0.00	4467	1	0.11	0.05	4497	1
永山7丁目	丘陵	0.01	5141	1	0.00	5042	1	0.10	0.00	5152	1
東寺方	丘陵	0.46	4335	1	0.01	4250	1	0.20	0.09	4102	1
東寺方1丁目	沖積低地1	0.53	4236	1	0.01	4043	1	0.26	0.14	3659	1
東寺方3丁目	丘陵	0.00	5177	1	0.01	4043	1	0.11	0.00	5142	1
聖ヶ丘1丁目	丘陵	0.37	4471	1	0.01	4234	1	0.14	0.05	4489	1
聖ヶ丘2丁目	丘陵	0.38	4453	1	0.02	3837	1	0.28	0.11	3915	1
聖ヶ丘3丁目	丘陵	0.90	3522	1	0.15	2094	2	0.35	0.36	2046	2
聖ヶ丘4丁目	丘陵	0.32	4567	1	0.01	4395	1	0.34	0.11	3964	1
聖ヶ丘5丁目	丘陵	0.07	5004	1	0.00	4546	1	0.14	0.01	4994	1
南野1丁目	丘陵	0.02	5117	1	0.00	4903	1	0.08	0.00	5136	1
南野2丁目	丘陵	0.14	4857	1	0.00	4738	1	0.12	0.02	4892	1
南野3丁目	丘陵	0.24	4694	1	0.00	4490	1	0.11	0.03	4780	1
百草	丘陵	0.82	3693	1	0.02	3749	1	0.18	0.16	3525	1
連光寺	丘陵	0.01	5147	1	0.00	5031	1	0.24	0.00	5122	1
連光寺1丁目	丘陵	0.50	4270	1	0.02	3851	1	0.30	0.16	3496	1
連光寺2丁目	丘陵	0.60	4120	1	0.07	2866	1	0.20	0.13	3734	1
連光寺3丁目	丘陵	0.87	3583	1	0.03	3506	1	0.23	0.20	3109	1
連光寺4丁目	丘陵	1.13	3051	1	0.10	2466	2	0.20	0.24	2825	2
連光寺5丁目	丘陵	0.29	4607	1	0.00	4736	1	0.16	0.05	4576	1
連光寺6丁目	丘陵	0.49	4288	1	0.01	4317	1	0.21	0.11	3978	1
和田	丘陵	0.32	4570	1	0.01	4349	1	0.21	0.07	4351	1
和田3丁目	丘陵	0.13	4885	1	0.00	4628	1	0.14	0.02	4870	1
馬引沢1丁目	丘陵	0.33	4538	1	0.01	4406	1	0.09	0.03	4730	1
馬引沢2丁目	谷底低地1	0.20	4742	1	0.00	4567	1	0.09	0.02	4884	1
唐木田1丁目	丘陵	0.33	4544	1	0.01	4179	1	0.12	0.04	4620	1
唐木田2丁目	丘陵	0.02	5126	1	0.00	5074	1	0.19	0.00	5102	1
唐木田3丁目	丘陵	0.01	5150	1	0.00	5097	1	0.16	0.00	5143	1
山王下1丁目	丘陵	0.13	4888	1	0.00	4834	1	0.09	0.01	4969	1
山王下2丁目	丘陵	0.01	5144	1	0.00	5098	1	0.09	0.00	5157	1
中沢1丁目	丘陵	0.05	5044	1	0.00	4749	1	0.26	0.01	4954	1
中沢2丁目	丘陵	0.09	4964	1	0.00	4661	1	0.15	0.01	4932	1

東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)」(令和4年9月)

<地域危険度一覧表（例）>

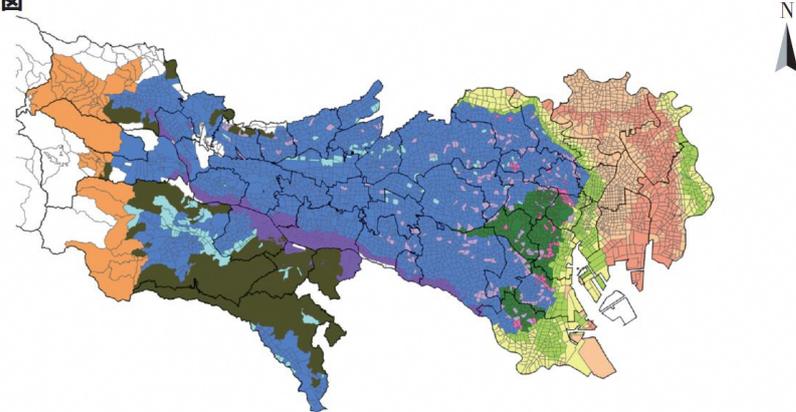
町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
〇〇1丁目	谷底低地1	2.38	1890	2	0.02	4104	1	0.03	0.06	3721	1
〇〇2丁目	台地2	3.83	1151	3	1.06	931	3	0.17	0.82	682	3
〇〇3丁目	沖積低地4	12.76	86	4	14.19	44	5	0.11	3.00	113	4

<各項目について>

- ・ **建物倒壊危険度** 建物倒壊の危険性
  - ・ **火災危険度** 火災の発生による延焼の危険性
  - ・ **災害時活動困難係数** 道路等の整備状況による災害時の活動の困難さ
  - ・ **総合危険度** 建物倒壊危険量及び火災危険量を合算し、災害時活動困難係数を乗じて測定
- 
- ・ **地盤分類**

地盤分類は、以下「地盤分類図」により、町丁目別に12種類の地盤に分類し、各地盤分類について、増幅率を設定して地盤の揺れやすさを示しています。増幅率の数値が大きいほど地盤が揺れやすいことを示します。

地盤分類図



出典：東京都土木技術研究所「東京都地盤地質図(23区内)」(昭和44年)、東京都防災会議「東京区部の地盤区分図」(昭和53年)

山地・丘陵・台地		増幅率	
■ 山地	山地	1.0	形成された年代が古く、洪積層を中心とした地盤です。固結した地盤のため地震が起きた場合でも揺れが増幅されにくいことから、比較的危険度が低い地域です。
■ 丘陵	主に丘陵地	1.4	
■ 台地1	河成礫層の上に関東ローム層	1.6	
■ 台地2	堆積粘土・砂層の上に関東ローム層	1.7	
谷底低地		増幅率	
■ 谷底低地1	軟弱層の厚さ 3m未満	1.5	台地を刻む谷底での堆積物でできているため、軟弱な地盤です。地震が起きた場合に、揺れが増幅されやすいことから、比較的危険度が高い地域です。
■ 谷底低地2	3m以上8m未満	1.8	
■ 谷底低地3	8m以上	2.0	
沖積低地		増幅率	
■ 沖積低地1	主に河成礫	1.5	形成された年代が新しく、沖積層を中心とした地盤です。主に海面下での堆積物でできているため軟弱な地盤となっています。地震が起きた場合に揺れが増幅されやすいため比較的危険度が高い地域です。
■ 沖積低地2	10m未満	2.3	
■ 沖積低地3	10m以上25m未満	2.6	
■ 沖積低地4	25m以上40m未満	2.9	
■ 沖積低地5	40m以上	2.9	

### ・危険量（棟/ha）

危険量は、地震による危険性の度合いを示すものです。

「建物倒壊危険量（棟/ha）」は、地震による面積当たりの建物全壊棟数、「火災危険量（棟/ha）」は、地震による面積当たりの建物全焼棟数をそれぞれ示しています。

「総合危険量（棟/ha）」は、「建物倒壊危険量（棟/ha）」、「火災危険量（棟/ha）」を合算し、地域レベルの道路整備状況などから評価した災害時活動困難係数を乗じたものです。

危険量の数値が大きいほど、地震による危険性の度合いが高くなることを示します。

### ・順位

都内の市街化区域の 5,192 町丁目について、危険量の大きい町丁目から順位付けを行ったものです。順位の数値が小さくなるほど、地震による危険性の度合いが高くなることを示します。

### ・ランク

地域危険度のランクは5段階の相対評価としています。各ランクの存在比率をあらかじめ定め、上記順位に基づき、ランクを割り当てています。



(注) 危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合があります。